

六小
P T A活動の
しおり

東久留米市立第六小学校 P T A

令和6年度版

1. 目 的

子どもの健やかな成長を願う保護者と教職員がお互いに協力し合い、家庭、学校、地域社会が一体となり、教育の成果を助けることを目的とします。

2. 会 員

会則に賛同する東久留米市立第六小学校に在籍する児童の保護者と教職員です。

3. 会 費

一世帯当たり年額1,000円とします。

毎年、マチコミで集金日のお知らせを配信後、全世帯に集金袋が配布されます。

4. マチコミメール

マチコミ登録方法については、入学時にお知らせがあります。

学校やPTAからのお知らせを「マチコミ」で配信しています。

- ・緊急時の一斉メール
- ・不審者情報
- ・運営委員会だより
- ・定期総会議案書

この他にも様々なお知らせがありますので、配信されたメールの確認をお願いいたします。

* マチコミ登録の注意点

- ・登録名は児童氏名に限ります。
- ・総会議案での承認アンケートは、1世帯につき1回答のみでお願いします。
- ・登録アドレスが変更になった場合は、必ず使用しなくなったアドレスを削除してください。

5. 古紙回収

年度はじめに古紙回収作業の年間日程を作成して、本部役員・学年代表委員が交代制でリサイクル品を業者へ引き渡す作業を行っています。主に、学校で不要になった紙類や段ボールなどがリサイクル品です。回収金については、「資源集団回収報奨金」の申請後、市から支払われます。この「資源集団回収報奨金」はPTAの収入となり、「児童応援費」として、毎年学校の要望に応じて児童が使用するもの（一輪車など）を購入しています。児童たちのリサイクル意識向上に繋がりますので、六小の古紙回収にご協力をお願いいたします。

*牛乳パック・飲料パック（紙製）の不用品がありましたら、普段の登校時に子どもに持って行ってもらうか、保護者の方が学校行事や保護者会などで来校の際にお持ちください。

児童の下駄箱近くに回収ボックスが設置してあります。

6. 入学・卒業お祝い品贈呈

PTA会費から六小児童へのお祝いとして、新入生・卒業生にお祝いを贈っています。

- ・入学祝い
- ・卒業祝い（卒業証書ホルダー）

7. 学年活動

2学期または3学期の授業時間内（主に学校公開日）に各学年の学年代表委員主導で学年活動を行います。活動内容によっては保護者の方々にもお手伝いをお願いする場合があります。

なお、令和5年度より基本的に以下の内容で固定となりました。

- 1年生・・・昔遊び体験
- 2年生・・・親子レクリエーション
- 3年生・・・七輪体験
- 4年生・・・高齢者疑似体験
- 5年生・・・親子スポーツ（お米食べ比べは可能であれば行う）
- 6年生・・・卒対と合同で親睦会

8. 六小のボランティア活動

[図書ボランティア] 毎週水曜日 10時20分から 図書室にて

中休み（20分間）に、図書委員の児童と共に読み聞かせをしています。

参加してくれた児童には、カードを配布してスタンプが5個になるとしおりをプレゼントしています。そのほかの活動として、本の修復や本棚の整理、PTA会費からの図書ボランティア活動費でPTA文庫を購入しています。ボランティア参加は、都合の良い時だけお願いしています。

[六小なかよしひろば] 第2・4火曜日 9時30分から12時 視聴覚室にて

小さなお子さんと六小の児童たちが交流できる場になっています。

ひろばの準備・後片付けなどのお手伝いや、乳幼児やお母さんのサポートをお願いしています。

(ボランティアの参加は短時間から可能です。)

協力：東久留米市 子ども家庭支援センター

* ご協力いただける方は学校までお知らせください。後日、担当がご連絡いたします。

9. 本部役員・委員の選出

名 称		選 出 方 法	選 出 時 期
本 部 役 員	会 長	1年～5年の全体から1名選出	9月頃に立候補アンケートをマチコミ配信 (12月頃に内定)
	副 会 長	1年～5年の各学年から8名選出	
	会 計 校 外	1年～5年の全体から2名選出	
学年代表委員		1年～6年の各学年から、1クラスの場合は1名、2クラスの場合は2名選出	1月頃に立候補アンケートをマチコミ配信

専門委員	広報委員	1年～6年の各学年から、1名選出	(3学期保護者会で内定)
	文化委員		
	卒業対策委員会	6年生から、4名選出	

*副会長は校内・書記・パトロール・かけこみハウス担当に分担します。

*専門委員は広報と文化に分担します。

【PTA本部役員・委員を引き受ける目安】

◎本部役員→1家庭で1回

但し、会長と本部役員(2期)担当するとその後の兄弟姉妹のクラス委員、専門委員等、希望があれば免除されます。

※2期:2年連続引き受けることとする

校外役員を担当すると本部役員1回と委員2回引き受けた事とみなします。

◎委員(クラス委員、専門委員(広報・文化))→在校生1名につき1家庭で1回

但し、同学年に2名以上の児童がいる家庭(双子、他)は、1名として扱います。

10. 本部役員的主要な仕事

<p>会長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総会の開催 ・運営委員会の開催 ・学校評議会に出席 ・学校行事に出席 ・PTAが発行するお知らせの確認 ・他校の行事に出席 	
<p>校内(リーダー)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長の補佐 ・役員会の開催 ・学校、各委員会との連絡担当 ・郵便物の振り分け ・各役員担当の取りまとめ ・来年度用品の発注・準備 	<p>校内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マチコミ配信担当 ・古紙回収業者と連絡担当 ・役員連絡名簿の作成 ・児童名簿の管理 ・PTA会員証の作成、配布、回収 ・給食運営協議会に出席(※1) ・来年度用品の発注、準備
<p>書記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員会の議事を記録 ・運営委員会だよりの作成 ・定期総会議案書の作成 ・主催者賠償責任保険の手続き(※5) ・六小HPの会則、活動のしおりの更新 	<p>パトロール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・六小パトロール取りまとめ(※3) ・自転車プレートの作成、配布

<p>かけこみハウス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ かけこみハウスに関する活動(※2) ・ かけこみハウス実施委員会に出席 	<p>会計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PTA 会費の集金 ・ PTA 団体保険の手続き ・ 備品、消耗品の管理 ・ 予算案、決算報告書の作成 ・ 卒業祝い品の発注 ・ 会計監査の取りまとめ ・ 古紙回収報奨金申請 ・ 学年活動費清算
<p>校外役員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東中地区青少協(※4)を理事とした運営と活動 ・ 六小事業の企画と開催 ・ 愛のひと声運動の実施 	<p>会計監査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PTA 会費決算報告書の監査 (年2回) ・ 学校給食の監査 (年1回)

◆補足事項

※1. 給食運営協議会

東久留米市内の小中学校において、学校給食の充実を図ることを目的として、保護者・学校栄養職員・その他の学校給食関係者の意見を反映させるために教育委員会が開催しています。

※2. かけこみハウス実施委員会

子供たちが緊急時に助けを求められることができる場所として、小学校・中学校・青少協・PTA・自治会・子育て支援課が連携し、地域に「かけこみハウス」のステッカー設置の協力をお願いしています。

※3. 六小パトロール

子供たちの健やかな成長と安全を守ることを目的として、保護者の方々とパトロール活動を行っています。

- ・ 下校時見守りパトロール
- ・ 登校時見守りパトロール (春の交通安全運動)
- ・ ながらパトロール (自転車プレートの掲示)

詳しい内容については、学校ホームページに掲載の「パトロールマニュアル」をご覧ください。

※4. 東中地区青少協 (正式名称 東中学校地区青少年健全育成協議会)

東中地区とは六小・神宝小・東中の地域です。

各校の代表と地区有志で構成され、青少年の健全育成を願って活動を行っています。

- ・ 青少協事業 (毎年、参加者を募集して開催)
- ・ 愛のひと声運動 (地域のパトロール活動を実施)

※5. 主催者賠償責任保険

本部役員・学年代表委員長・会計監査は「主催者賠償責任保険」に加入します。

1年契約で保険料は東久留米市が負担しています。PTA活動の行事運営上の不備が原因で、参加者や第三者の身体や物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う場合に適用となります。

1.1. 各委員の主な仕事

学年代表委員	
<ul style="list-style-type: none">・委員長、副委員長各1名選出（本部との連絡担当）・運営委員会に出席（委員長と副委員長のみ、年3回程度、主に学校公開日）・各学年との連絡担当・本部役員の選出補佐、学年代表委員・広報委員・卒卒業対策委員の選出・古紙回収作業（年に2回程度、主に毎月第二水曜日）・学年活動の開催	
専門委員	
広報委員	<ul style="list-style-type: none">・委員長1名選出・学校ホームページ掲載
文化委員 ※令和6年度 活動予定なし	<ul style="list-style-type: none">・委員長1名選出・六小まつり・展覧会でPTA催事の企画・進行・給食試食会の取りまとめ・学用品リサイクルの取りまとめ
卒業対策委員	<ul style="list-style-type: none">・卒業を祝う会の企画・進行・連絡・アルバム作成に伴う補助作業（アルバム代の回収、画像チェック等）

1.2. PTA 団体保険

PTA 団体保険は、「普通損害保険・交通事故損害保険」と「賠償責任保険」を合わせた保険です。
1年契約で保険料はPTA会費から支払われます。

（東京海上日動火災保険株式会社 代理店 （有）ウィングライフ）

「普通傷害保険・交通事故傷害保険」

①補償対象者

- ・PTA 会員と六小在籍中の児童
- ・PTA 会員と同居の親族
- ・PTA 行事の参加を PTA 本部から認められている者

②補償対象となる事故

・PTA が主催・共催する行事への来校中、又は参加中において補償対象者が被った傷害を補償する。
但し「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」（学校が契約している災害共済）の定めるところにより給付対象となる傷害については補償されない。

③補償内容

[死亡保険金] 傷害により180日以内に死亡

180万円

[後遺障害保険金] 傷害により180日以内に後遺症が生じた場合

5.4万円～180万円（傷害の程度により死亡保険金の3%～100%）

[入院保険金] 事故発生から180日以内の入院

1日につき2500円(180日限度)

[通院保険金] 事故発生から180日以内の通院

1日につき1500円(90日限度)

*適用される事故例

- ・古紙回収作業中に怪我をした。
- ・見守りパトロール中に事故にあった。

「賠償責任保険」

①補償の概要

- ・PTA活動の遂行に起因する対人・対物事故や保管物の事故

②補償内容

[対人補償](他人に怪我をさせた場合)

- ・被害者1名の限度額5千万円 1回の事故の限度額3億円 免責額1000円

[対物補償](他人の物を壊してしまった場合)

- ・1回の事故の限度額500万円 免責額1000円

[保管物補償]

- ・加害者1名の限度額10万円 保険期間中の限度額500万円 免責額5000円

*適用される事故例

- ・見守りパトロール中に他人に怪我をさせた。

保険の対象となる場合がありますので、古紙回収作業や見守りパトロールなどで事故があった場合は学校へ連絡してください。PTA本部の担当が対応いたします。

13. PTA 会員証マニュアル

不審者侵入防止対策として、来校の際は「PTA 会員証」を携帯してください。

①配布(1世帯につき2枚)

- ・新入生保護者会でPTA本部役員から配布(兄弟姉妹が在籍中の場合は対象外)
- ・転入生は副校長先生から配布

②使用

- ・氏名欄の記入(使用される方の名前を必ずフルネームで記入して下さい)
- ・記名された本人のみが携帯するようにお願いします。
- ・来校の際にPTA会員証をお持ちにならなかった場合は、受付で記帳してから、リボン又はバッジを受け取り見えるところに携帯してください。

③紛失・破損

- ・学校に連絡をしていただき、再発行依頼書に必要事項を記入して申請してください。

後日、担当から配布されます。再発行するのは会員証のみです。ホルダーを破損した場合は各自で用意してください。

④返却

- ・3学期の6年生保護者会で会員証のみ返却となりますが、この時に返却できなかった場合は卒業式までに担任の先生か副校長先生に必ず返却してください。(ホルダーは回収していません)
- ・転出される場合は、担任の先生か副校長先生に必ず返却してください。

*兄弟姉妹が在籍中の間は、返却せずに使用してください。

PTA 会員証は会員の方のみが携帯しているものです。

外部の悪用防止のため、回収して PTA 本部で破棄しますので必ず返却をお願いいたします。